

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>(市町村が処理することとする事務の範囲)</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(個別の市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>第7条 条例別表第2の2の3の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則第29条の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。</p> <p>第8条 条例別表第2の2の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>第9条 条例別表第2の2の5の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>第10条 条例別表第2の2の9の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(市町村が処理することとする事務の範囲)</u></p> <p>第2条 条例別表第1の6の項(1)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる危害が発生した場合（当該危害を受けた者が、山菜等の採取その他の行楽、測量及び農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>人家又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合</u></p> <p>(3) <u>学校、病院その他の人が滞在し、若しくは活動している施設又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合</u></p> <p>第3条 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>第6条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(個別の市町村が処理することとする事務の範囲)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>第8条 条例別表第2の2の3の項の規則で定めるものは、<u>児童福祉法施行細則第4条第2項の小児慢性特定疾患医療給付申請書の受理に関する事務とする。</u></p> <p>第9条 条例別表第2の2の4の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則第29条の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。</p> <p>第10条 条例別表第2の2の5の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>第11条 条例別表第2の2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>第12条 条例別表第2の2の10の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。</p>

(1)～(9) [略]

第11条 条例別表第2の2の10の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。

(1)～(9) [略]

第12条 条例別表第2の2の12の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

第13条 条例別表第2の2の13の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第14条 条例別表第2の2の14の項(27)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 条例別表第2の9の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

事 務	路線種別	路線名	箇所名
地域道路整備事業	主要地方道	江刺室根線	一関市大東町大原
	一般県道	沖田田原線	一関市大東町丑石

第20条 [略]

第21条 [略]

第22条 条例別表第2の14の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(1)～(9) [略]

第13条 条例別表第2の2の11の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。

(1)～(9) [略]

第14条 条例別表第2の2の13の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

第15条 条例別表第2の2の14の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第16条 条例別表第2の2の15の項(27)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(7) [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

第21条 [略]

第22条 [略]

第23条 条例別表第2の14の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) [略]

(2) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第6条第2項の衛生検査技師の免許証の交付に関する事務

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(8) [略]

第23条 条例別表第2の14の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

第24条 [略]

第25条 [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 条例別表第2の31の項(1)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる危害が発生した場合（当該危害を受けた者が、山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）

(2) 人家又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合

(3) 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合

(9) [略]

(10) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この条において「旧政令」という。）第3条の衛生検査技師免許の申請書の受理に関する事務

(11) 旧政令第5条第2項の衛生検査技師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務

(12) 旧政令第6条第1項の衛生検査技師名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務

(13) 旧政令第7条第2項の衛生検査技師免許証の書換交付の申請書の受理に関する事務

(14) 旧政令第8条第2項の衛生検査技師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

(15) 旧政令第8条第5項の衛生検査技師免許証の返納の受理に関する事務

(16) 旧政令第9条の衛生検査技師免許証の返納の受理に関する事務

第24条 条例別表第2の14の8の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)～(9) [略]

第25条 [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 [略]

第32条 条例別表第2の32の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項の自立支援医療受給者証の交付に関する事務
- (2) 障害者自立支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号。以下この条において「規則」という。）第4条第1項の自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）の受理に関する事務
- (3) 規則第5条の自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）の受理に関する事務
- (4) 規則第6条の自立支援医療受給者証・自己負担上限額管理票再交付申請書の受理に関する事務

第32条 [略]

第33条 条例別表第2の36の8の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。

(1)～(3) [略]

第34条 [略]

第35条 [略]

第36条 [略]

第37条 [略]

第38条 [略]

第39条 [略]

第40条 [略]

第41条 [略]

第33条 [略]

第34条 条例別表第2の36の9の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。

(1)～(3) [略]

第35条 [略]

第36条 [略]

第37条 [略]

第38条 [略]

第39条 [略]

第40条 [略]

第41条 [略]

第42条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。